

第一種特定工作物の建設	法4条11項
-------------	--------

◎ 適用除外編第2章第2節 [審査基準 2]

1 要件2について

第一種特定工作物の建設については、床面積の算定ができないので、別表に定める規模（作業能力）により、新設、増設、改築、移転を区別する。

2 要件2(2)の「増設」の規模について

増加規模が従前の100パーセント以下であるものを増設とし、これを超えるものは新設とする。

3 要件2(3)の「改築」の規模について

改築後の規模の合計が従前の200パーセント以下であるものを改築とし、これを超えるものは新設とする。

(別表)

第一種特定工作物の種類	第一種特定工作物の規模(作業能力)	備考
コンクリートプラント	混練機の混練容量による	騒音規制法施行令別表第1の五のイにいう「混練機の混練容量」で算出する。
アスファルトプラント	混練機の混練重量による	騒音規制法施行令別表第1の五のロにいう「混練機の混練重量」で算出する。
クラッシャープラント	原動機の定格出力による	騒音規制法施行令別表第1の三にいう「土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機ふるい及び分級機の定格出力」の合計で算出する。
危険物の貯蔵又は処理に供する工作物	危険物品の数量による	建築基準法施行令第116条第1項の表に掲げる危険物品の種類別の数量（例えば火薬であればトン数）で算出する。